

社会福祉法人 東海福祉会
評議員・役員に対する報酬等の支給基準

(目的)

第1条 社会福祉法人東海福祉会（以下「法人」という。）評議員・役員に対する報酬等の支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第八条及び第二一条の定めに従い、法人の評議員・理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事

2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規定に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。

(報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会
- (4) 役員が、その任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりとする。

(1) 評議員・役員等には、会議に参加したときに報酬として1日あたり8,000円の日当を支給することができる。

(役員等の費用弁償)

第5条 役員等が、法人のため理事長の要請を受けて出張や研修に参加する場合には、こすもす保育園の旅費規程で示す施設長と同等の基準の日当以外に、必要な経費の実費を弁償する。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

附則

1. この基準は、2017（平成29）年度第1回評議員会において基準が採択された日より施行する。
2. この基準は、2018（平成30）年6月8日から改正施行する。